

海外短期調査及びシンポジウム報告

蔡英欣

国立台湾大学法律学院副教授

2004 年度奨学生

1 BIICL での短期調査

2014 年 6 月 28 日から 8 月 13 日まで、ロンドンにある BIICL (British Institute of International and Comparative Law) で客員研究員として短期調査を行いました。滞在中、イギリス会社法を中心に興味のある論点を研究していました。また、数名のイギリス会社法学者にインタビューして、教科書や法学雑誌に書かれていないたくさんのお話を初めて知りました。台湾会社法は最初、大陸法系に属するドイツ会社法ないし日本会社法から影響を受けていたが、近時、もっぱら英米法系に属するアメリカ会社法から大きな影響を受けております。という関係で、英米法系の会社法規制を研究することは私にとって大変示唆を得られることだと思います。例えば、英米法系の会社法において株主の権利が重視されるにもかかわらず、経営者に有利な経営環境を与えようという規制方向は全体として見られているのに対して、大陸法系の会社法において株主の権利はより重視されているという傾向が見られています。また、同様に英米法系に属するイギリス会社法とアメリカ会社法と比べると、前者の方は少数株主の保護について、後者より手厚く規制されていると言われております。しかし、今回のインタビューのなかに、あるイギリス会社法学者はこのような一般論を否定していました。彼の話によると、確かにイギリス会社法においては少数株主の保護に関する法規制(実体法)は数多く定められているが、アメリカにおいてはクラスアクションという訴訟制度(手続法)があるために、資本市場における少数株主は實際上より保護されていると仰っていました。大変鋭い見解だと思われています。



今回、所属した BIICL はどの大学にも所属せず、独立かつ非営利団体で、高度な法学研究と非公式イベントの開催といった活動を行う機構です。BIICL 所在の建物には、IALS (Institute of Advanced Legal Studies) という図書館があります。当該図書館はイギリスで最も大きな法学専門図書館として誇られております。各種の法学資料や書籍、とりわけ英米法のものはいくら古い資料であっても所蔵されております。法学者にとっては、大変使いやすい図書館です。私も滞在中、IALS の図書や資料をよく利用していました。

2 ベルリンで開かれたシンポジウムへの参加

ロンドン滞在中、7 月 17 日と 18 日、ベルリンで開かれるシンポジウムへ参加しました。16 日にロンドンを出発してベルリンへ行きました。このシンポジウムのテーマは「Independent Directors in Japan and Other Major Asian Jurisdictions」で、主催者は Max Planck Institute for Comparative and International Private Law と JDZB、DJJV です。会議の参加者たちは台湾や日本、韓国、中国、シンガポール、香港、オーストラリア、ドイツ、イギリス、アメリカの独立取締

役制度をそれぞれ紹介しました。私は台湾の現状を報告しました。私は初めてドイツの学会が主催するシンポジウムに参加しましたが、ドイツ人の勤勉さに大変感銘しました。というのは、初日の会議が朝 9 時半から夕方 6 時半まで行われ、その後、会場で食事が済んだのは 8 時半、翌日の会議がまた朝 9 時から夕方 7 時半まで行われ、晩餐会の会場へ移動して、8 時から 10 時過ぎまで食事をしたからです。参加者たちはこのようなスケジュールにより、学問上の交流だけではなく、各国からの会社法学者との交流をも楽しんでいました。なお、19 日、参加者は Postdam 見学に招待されました。私たちは宮殿のなかの、たくさん貴重かつ歴史のある展示品を見て、当時の歴史を目の前に再現するかのよう感じました。



20 日ロンドンへ戻る前に、午前の時間を利用して、ベルリンのブランデンブルグ門の近くに行きました。ちょうど日曜日だったので、ほとんどの店は閉店していました。これは労働者を保護するために定められた「閉店法」があるからです。土日の営業時間が平日より長い台湾からの私はこのようなことに慣れていません。また、ホテルからブランデンブルグ門へ行くときに、電車を使うために、ホテルのフロントで格安チケットを先にも買いましたが、駅へいったら改札口の機械（チケットを入れる機械）が見つからなかったのです。その後、ドイツの事情を良くしている人に聞くと、ドイツでは人間が信頼されているために、駅の改札口ではチケットをチェックする機械は置かれて

いません。これも吃驚したことです。

3 オックスフォードとケンブリッジ大学を見学

ロンドン滞在中、ロンドン郊外にあるオックスフォードとケンブリッジ大学を見学しました。両大学とも長い歴史がある大学です。そのほとんどのカレッジの建物の建築様式をみると、自分が十何世紀にいるかのように感じています。また、これらの建物は何百年にわたって、そのまま聳えており、これらの建物においては、大勢の人々が貴重な智恵や知識を代々伝えております。本当にこれらの建物に敬意を表す気持ちです。



このたび、財団からご支援を頂き、ロンドンでの短期研究を実現することができ、本当に感謝しております。私は、今まで外国法の研究についてほとんど日本法を中心とし、比較法研究を行ってきました。今回、初めて英米法系の国で法研究を行い、大変実のある経験があり、これからの研究に役に立つと信じております。